

平成27年5月12日

答申第527号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「災害時に避難所に新たに設置された受信機の受信料免除に関して、① 総務大臣の認可を受けた書面、② 東日本大震災時の(無料)契約数」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月12日(第216回審議委員会)

第542号諮問、審議、答申